



事業活動に伴う本部管理費，貸付金，余剰金および欠損金に関する規程

平成 26 年 7 月 31 日 第 2 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は，一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）がおこなう事業活動に伴い発生する本部管理費の扱いならびに貸付金，余剰金，欠損金が生じた場合の扱い等について定める。なお，本規程は現状の運用等に基づき定めたものであり，財務状況の変化に合わせて適宜見直す。

(用語の定義)

第 2 条 本規程に用いる用語は以下のとおり定義する。

- (1) 「本部管理費」とは，各種事業活動に伴い発生する本部費用等本部の財源を確保するための費用をいう。なお，本部費用等とは，組織規程（0103）で定める本部の活動に要する費用（本部が部会，支部等の事業を実施する組織を支援するために必要な費用を含む），社員総会開催に要する費用，監事の活動に要する費用をいう。
- (2) 「寄付金等」とは，本会の各組織（本部を除く）に対し，外部から入金される寄付金，賛助金，協賛金等をいう。ただし，基金のための入金は除く。
- (3) 「受託金」とは，外部のニーズにより研究，調査等をおこなうための外部からの入金をいう。本規程では，特別専門委員会を設置しておこなう「受託金」と同委員会を設置せずにおこなう「その他の受託金」を区別して取り扱う。
- (4) 「配分金」とは，本部から年度毎に会費等を原資として部会，支部等に配分される資金で，配布金，交付金，支援金等の総称をいう。なお，配分は規程に基づきおこなう（「会費収入の部会・支部等への配分に関する規程」（0302）参照）。
- (5) 「収支を伴う事業」とは，受託事業および出版事業等をいう。
- (6) 「会議・シンポジウム等」とは，部会・支部等が主催または共催する国内外の会議・会合，講演会，シンポジウム，セミナー等をいう。
- (7) 「関係委員会」とは，総務財務委員会ならびに，当該事業活動と直接関係する企画委員会，国際活動委員会，部会等運営委員会，支部協議委員会等をいう。

(寄付金等に対する本部管理費)

第 3 条 部会・支部等が寄付金等（賛助金，協賛金を含み，基金および科学研究費補助金は除く）の外部入金を受けた場合は，その入金額の 20% を本部管理費として本部費用に計上する。

(特別専門委員会等に対する本部管理費)

第 4 条 特別専門委員会のうち，外部からの受託金により調査研究等の受託事業をおこなう場合

は、原則として 120 万円あるいは受託金入金額の 20%のいずれか多い額を本部管理費として計上する。

- 2 上記以外で学会内部のニーズによりおこなう調査研究については、本部管理費は不要とする。ただし、賛助金等の入金がある場合は、第 3 条の定めにより受託金入金額の 20%を本部管理費として計上する。

(その他受託金に対する本部管理費)

第 5 条 特別専門委員会を設置せず、外部からのその他受託金により調査研究等の受託事業をおこなう場合は、その他受託金入金額の 20%を本部管理費として計上する。

(会議・シンポジウム等への貸付金)

第 6 条 会議・シンポジウム等において事前の貸付金が必要な場合は、本部資金または国際協力基金（国際会議関係に限る）から貸付を受けることができる。

- 2 前項により貸付を受ける場合は、関係委員会の審議を経て理事会に諮る。

(収支を伴う事業および会議・シンポジウム等)

第 7 条 収支を伴う事業および会議・シンポジウム等は、独立採算を原則とする。

- 2 収支を伴う事業および会議・シンポジウム等において余剰金が生じた場合は、その 20%以上を本部に納付する。残額については関連部会等に繰り入れることができる。
- 3 会議・シンポジウム等は、予算編成時等に計画され理事会の承認が得られれば、繰越金および配分金の同事業への活用を認める。

(配分金の余剰金)

第 8 条 年度末における支出合計が配分金を下回った場合は、その額（余剰金）を本部に返納する。

(欠損金)

第 9 条 受託事業、本部からの配分金でおこなう事業、収支を伴う事業および会議・シンポジウム等において欠損金が生じた場合は、当該事業の実施主体の内部留保金、年度予算の残金から優先して引当てをおこなう。

- 2 前項により欠損金の充当ができない場合は、関連部会等の次年度以降の配分金の減額等により返済するものとする。
- 3 前項により欠損金の充当ができない場合は、すみやかに関係委員会に報告し、関係委員会はその処置方針を決定し理事会に諮る。この際、予算外支出に関する内規を準用することができる。

(その他)

第 10 条 上記に定める以外で本部管理費、貸付金、余剰金および欠損金等に関し疑義が生じた場

合は、当該組織と関係委員会の間で調整のうえ、理事会にてその取り扱いを決定する。

(改定)

第 11 条 本規程の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規程は、理事会の決定をもって施行する。ただし平成 25 年度決算までの運用については、なお改定前の規程にしたがうことができる。
- 2 改定履歴
 - ①平成 22 年 10 月 1 日 第 512 回理事会制定
 - ②平成 23 年 2 月 1 日 第 514 回理事会改定
 - ③平成 23 年 3 月 22 日 第 515 回理事会改定
 - ④平成 23 年 5 月 31 日 第 516 回理事会改定
 - ⑤平成 24 年 5 月 30 日 第 8 回理事会改定
 - ⑥平成 24 年 9 月 14 日 第 11 回理事会改定
 - ⑦平成 26 年 1 月 30 日 第 6 回総務財務委員会起案, 平成 26 年 1 月 30 日 第 5 回理事会承認
 - ⑧平成 26 年 7 月 18 日 第 1 回総務財務委員会起案, 平成 26 年 7 月 31 日 第 2 回理事会承認

附則

- 1 平成 26 年 1 月 30 日起案の規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 平成 26 年 7 月 18 日起案の規程は、理事会承認の日から施行する。